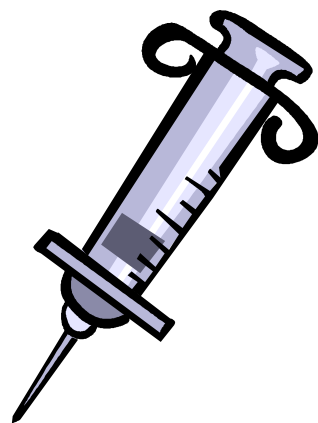


第 6 予防接種事業



1 予防接種事業

(1) 乳幼児等の予防接種事業

ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領

ウ 対象

予防接種の種類		対象年齢
ヒブ (Hib)		生後2か月～生後60か月(5歳)に至るまでの間
小児用肺炎球菌		生後2か月～生後60か月(5歳)に至るまでの間
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	1期	生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期	生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間
ポリオ		生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	11歳～13歳未満
BCG		生後1歳に至るまでの間
水痘		生後12か月～生後36か月(3歳)に至るまでの間
麻しん風しん混合	1期	生後12か月～生後24か月に至るまでの間
	2期	5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間
日本脳炎	1期	生後6か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間
	2期	9歳～13歳未満
	特例 対象者	平成7年4月2日生～19年4月1日生の者は20歳未満

HPV（子宮頸がん予防）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
--------------	---

エ 対応者

指定医療機関及び県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

オ 内容

健康福祉センターで行う「集団予防接種」、市内指定医療機関で行う「個別予防接種」のほか、「埼玉県住所外定期予防接種（インフルエンザを除く）相互乗り入れ」制度に基づく県内接種協力医等により予防接種を実施しています。

カ 実績

接種状況（延べ接種者数）

単位：人

予防接種の種類	年度	26年度	27年度
ヒブ（Hib）		4,096	4,077
小児用肺炎球菌		4,084	4,074
4種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）		4,026	4,130
三種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風）		217	12
ポリオ		541	146
二種混合 （ジフテリア・破傷風）		867	921
BCG		980	1,015
水痘		2,397	2,160
麻しん風しん混合		2,242	2,129
麻しん		0	0
風しん		0	0
日本脳炎		4,136	4,016
HPV（子宮頸がん予防）		4	0

キ 事業の経過

昭和23年7月、予防接種法施行。

昭和26年、結核予防法が制定。

昭和33年4月、予防接種法が改正され、対象疾病から、しょう紅熱が削除、二種混合（DT）ワクチン（ジフテリア・百日せき）が追加。

昭和39年、ポリオ生ワクチンが定期接種になる。

昭和43年、三種混合（DPT）ワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風）が定期接種になる。

昭和51年6月、予防接種法が改正され、予防接種による健康被害について法的救済制度が創設。

昭和52年8月、風しんワクチンが定期接種（中学生女子）になる。

昭和53年10月、麻しんが定期接種になる。

平成元年4月、MMR ワクチン（麻しん・おたふくかぜ・風しん）接種が始まる。

平成5年4月、MMR ワクチン実施見合わせになる。

平成13年11月、予防接種法が改正され、一類（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎）と二類（高齢者のインフルエンザ）に類型化される。

平成16年、結核予防法が改正され、ツベルクリン反応が廃止になり、BCG 直接接種及び接種年齢が生後0日以上6か月未満となる。

平成17年5月、日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控え勧告。同年7月、日本脳炎Ⅲ期接種が廃止。

平成18年4月、麻しん風しん混合（MR）ワクチンの2回接種（第1期、第2期）が導入。

平成18年6月、麻しん及び風しん定期予防接種において、単独ワクチンも接種可能になる。また、平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第2期の接種が可能となる。

平成20年4月、麻しん及び風しん定期予防接種において、5年間の時限的措置として、中学1年生及び高校3年生に相当する者に対する、第3期、第4期の麻しん風しん混合ワクチンが導入。これに伴い、定期の予防接種実施要領が改正。

平成21年6月の日本脳炎定期予防接種第1期において、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となる。

平成22年3月の日本脳炎ワクチンの使用期限が到来したことにより、これ以降、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることが周知される。

平成22年4月、日本脳炎の接種勧奨が、標準的な年齢（3歳4歳児）に再開。

平成23年5月20日の政令・省令改正により日本脳炎の対象者（平成7年6月1日生まれ～平成19年4月1日生まれ）が、特例として追加。

平成24年7月31日の政令改正により、同年9月1日からのポリオの予防

接種において、生ワクチンの使用を止め、不活化ワクチンを使用し、接種回数も2回から4回へ変更。ただし、この改正で定期の予防接種となったのは、3回目までに限定された。

平成24年9月28日の政令改正により、同年11月1日から4種混合(DPT-IPV)ワクチンが導入。

平成24年10月23日の実施要領改正により、同年11月1日からポリオの4回目の接種が定期化。

平成25年1月30日の政令・省令改正により、同日から長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会が確保される。

平成25年2月1日の政令改正により、同年4月1日から日本脳炎の対象者(平成7年4月2日生まれ～平成7年5月31日生まれ)が、特例として追加。また、結核の予防接種の対象年齢が生後1歳に至るまでの間となる。

平成25年3月30日に予防接種法が改正され、同年4月1日からHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症がA類疾病に追加され、定期の予防接種の対象となる。これにより、平成23年度から実施していた「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施概要」に基づく予防接種費用の助成は終了。また、麻しん及び風しん予防接種の第3期、第4期が終了。

平成25年6月14日、厚生労働省からHPV(子宮頸がん予防)ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えが勧告。これは、まれに重篤な副反応としてけいれんや歩行障害、四肢に力が入らなくなるギラン・バレー症候群等が報告されていることを受け、その発生頻度や病態等が明らかにされるまでは積極的に勧奨すべきではないとされたため。

同年11月1日の省令改正により、小児用肺炎球菌感染症の予防接種に使用するワクチンを沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンから沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンに変更。

平成26年7月16日の政令・省令改正により、同年10月1日から水痘がA類疾病に追加され、定期の予防接種の対象となる。

ク まとめ

平成27年度も引き続きHPV(子宮頸がん予防)ワクチンの接種勧奨差し控えが続いたため、接種者数がない状況となりました。平成24年度から導入された4種混合ワクチンへの移行が順調に進み、三種混合ワクチンの一般販売が中止されたこと、単独ポリオの接種も減少傾向であることから、完全移行

も近くなりました。また麻しん風しん混合ワクチンについても混合ワクチンへの移行が進んだことから、麻しん単独ワクチン、風しん単独ワクチンでの接種者がいない状況になっています。

(2) 高齢者インフルエンザ予防接種事業

ア 目的

高齢者のインフルエンザへの感染の防止を図り、もって高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領、入間市高齢者のインフルエンザ予防接種事業実施要綱

ウ 対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種日に65歳以上の者及び接種日に60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者(いずれも身体障害者手帳1級相当の障害)

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

毎年10月20日から翌年1月31日まで、指定医療機関等で行う「個別予防接種」のほか、「埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ」制度に基づき、県内の接種協力医により予防接種を実施しています。平成27年度の自己負担は原則1,500円です。

カ 実績

接種状況

単位：人

年度	区分	対象者	接種者	接種率 (%)	再掲		
					指定 医療機関等	相互 乗り入れ	その他
26		37,157	16,370	44.06	14,225	2,136	9
27		38,637	15,841	41.00	13,599	2,229	13

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度から実施しています。

平成16年度から埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度が始まりました。

ク まとめ

高齢者インフルエンザ予防接種については、前年度と比較し、接種者数、接種率ともに減少しました。

(3) 高齢者肺炎球菌予防接種事業

ア 目的

高齢者の肺炎球菌感染症を予防し、もって高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領、入間市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱

ウ 対象

肺炎球菌予防接種を希望する者のうち、年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる者及び、接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者1級程度の障害）。ただし、既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外となります。

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

市内指定医療機関で行う「個別予防接種」を実施しています。平成27年度の自己負担は原則5,000円です。

※平成26年10月1日からは、「埼玉県住所外定期予防接種（インフルエンザを除く）相互乗り入れ」制度に基づく県内接種協力医、契約医療機関等でも実施しています。

カ 実績

接種状況

単位：人

年度 \ 区分	対象者	接種者	接種率 (%)
26	23,741	3,636	15.32
27	7,341	2,854	38.88

キ 事業の経過

平成21年度から実施しています。接種期間は11月1日から翌年1月31日までとしました。

平成22年度からは、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者も対象としました。

平成23年度は、ワクチン不足により接種期間を3月末まで延長しました。

平成24年度は、接種者数の拡大をはかるため、接種期間を3月末までとしました。

平成25年度からは接種期間を通年としました。

平成26年度からは、10月1日以降定期接種として実施されるようになり、平成27年3月をもって入間市の独自補助は終了しました。

ク まとめ

肺炎球菌は高齢者の肺炎の主な原因とされており、定期接種となったことから、今後も高齢者人口が増えることと併せて、接種者数が高い水準で推移すると考えられます。

(4) 風しん予防接種費用助成事業

ア 目的

風しんの感染を予防するための予防接種を受ける者に対し、当該予防接種費用を助成することにより、その接種率を高め、もって先天性風しん症候群を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん予防接種費用助成金交付要綱

ウ 対象

風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者で、妊娠を予定し、又は希望している女性で19歳以上49歳以下の者、及び風しんの抗体価が低いとされた妊娠している女性の夫、胎児の父又は同居者で19歳以上の者。

エ 対応者

保健師、事務職員

オ 内容

風しんの予防接種を受けた助成の対象者から、書面により助成金の交付申請を受け付け、審査の結果、交付が決定すると、申請者に対し助成金(上限3,000円)を交付します。

カ 実績

交付状況

単位：人

年度	区分	交付者	再掲	
			女性	男性
26		47	41	6
27		29	29	0

キ 事業の経過

平成25年度から実施し、平成27年度も実施しました。対象期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとしました。

平成26年度からは、対象の条件に「風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者」を加えて、通年で実施しています。

ク まとめ

平成25年に成人を中心とした風しんの大流行が発生したため、先天性風しん症候群を予防する最良の方法である風しんの予防接種を促進するために、接種費用の助成を緊急的に開始しました。平成27年度は、流行が収まりつつあるなか、29人の利用があり、先天性風しん症候群の予防に努めることができました。